

豊田市学校施設個別施設計画改定業務委託 プロポーザル実施要領

1 契約の目的

本業務は、現行の豊田市学校施設個別施設計画が、令和8年度末をもって計画期間が満了することから、第9次豊田市総合計画及び第5次豊田市教育行政計画との整合を図りつつ、「新しい時代の学び」を支える環境整備と安全安心な学校施設の確保、教職員の負担軽減を実現するため、当該計画を改定することを目的とする。

2 契約の概要

業務の内容は、別添「豊田市学校施設個別施設計画改定業務委託 仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

3 提案限度額

24,000,000円（消費税込み）

4 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 公告日において、令和8・9年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。
- (2) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がないこと（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）。
- (7) 公告日において、次に掲げる条件を満たすものであること。
 - ・平成28年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請けとして、1件当たりの税込金額500万円以上の下記業務（以下「同種業務」という。）のいずれかの履行実績を有する者であること。
 - ア 個別施設計画策定業務（豊田市公共施設等総合管理計画において公共建築物として区分されている施設に限る。）
 - イ 学校再編又は学校施設を含む複合化計画の基本構想又は基本計画策定業務

(8) 業務担当責任者については、公告日から起算し、継続して3か月以上の雇用があり、かつ平成28年4月以降の同種業務の実績を有する者であること。

5 選考日程

(1) 全体スケジュール

令和8年6月 1日 (月)	業者選定審査会による方式の決定
令和8年6月 2日 (火)	事業実施の公告及び公表並びに公募の開始
令和8年6月 2日 (火)	業務説明資料等の交付開始
令和8年6月15日 (月)	参加表明書の受付期限・質問の受付期限
令和8年6月16日 (火)	参加資格確認結果通知書の送付
令和8年6月19日 (金)	質問の回答期限
令和8年6月26日 (金)	提案書等の提出期限
令和8年6月30日 (火)	ヒアリング実施及び選考委員会開催
令和8年7月 1日 (水)	選考結果の通知・最優秀提案者との仕様書の協議開始
令和8年7月21日 (火) 予定	業者選定審査会による業者の決定
令和8年7月29日 (水) 予定	見積徴取
令和8年8月 6日 (木) 予定	契約締結

(2) ヒアリング

ア 日時 令和8年6月30日 (火) 午後1時から午後5時までのうち指定する25分間 (時間は対象者に後日連絡する。)

イ 場所 豊田市役所 教育委員会会議室 (東庁舎6階)

ウ 備考 (ア) 提出された提案書等に基づき1者25分 (説明10分、質疑応答15分) のヒアリングを行う。

(イ) 出席者は3名以内とし、説明は業務担当責任者が行うものとする。

(ウ) 説明は提出資料のみとし、追加資料の持ち込みは認めない。

(エ) プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介を行わないこと。

(オ) 全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。

6 選考委員

委員長	教育部	副部長	濱田 孝光
委員	学識経験者		野澤 英希 (愛知工業大学大学院 教授)
	企画政策部	資産経営課	課長 西尾 芳高
	教育部	教育政策課	課長 青木 伸介
	教育部	学校教育課	課長 水野 美和

7 提案書等の提出書類

全ての提出書類について、電子メールの受信できるデータ容量は本文と合わせて

20MBであり、事前に送付する旨を電話にて担当者へ連絡すること。郵送の場合は追跡可能な方法とすること。どちらも期限日時までに必着。

(1) 参加表明に関する提出書類

- ア 提出期限 令和8年6月15日(月) 午後5時
- イ 提出場所 豊田市教育委員会 教育部 学校づくり推進課(東庁舎6階)
E-mail : gakkouzukuri@city.toyota.aichi.jp
- ウ 提出方法 電子メール、郵送又は持参とする。
- エ 提出部数 1部
- オ 提出書類

(ア) 参加表明書(様式1)

(イ) 会社概要及び業務実績(様式2)

過去10年以内の同種業務の実績

※業務の契約書、仕様書などの写し

(ウ) 業務担当責任者の能力等(様式3)

過去10年以内の同種業務の実績

※雇用を証明する書類(ただし、健康保険の資格確認書を除く。以下同じ。)、業務実績を証明する書類及び参加資格要件に定める資格証等の写しを添付すること。

(2) 質問書の提出

- ア 提出期限 令和8年6月15日(月) 午後5時
- イ 提出場所 豊田市教育委員会 教育部 学校づくり推進課(東庁舎6階)
E-mail : gakkouzukuri@city.toyota.aichi.jp
- ウ 提出方法 電子メール、郵送又は持参とする。必ず回答先のメールアドレスを明記した質問書(様式自由)を作成すること。口頭による質問は受け付けない。
- エ 回答方法 電子メールにて質問書の提出者に回答するほか、原則、ホームページ上で公開する。質問者名は公表しない。なお、回答は参加表明者からの質問に限る。

(3) 提案等に関する提出書類

- ア 提出期限 令和8年6月26日(金) 午後5時
- イ 提出場所 豊田市教育委員会 教育部 学校づくり推進課(東庁舎6階)
E-mail : gakkouzukuri@city.toyota.aichi.jp
- ウ 提出方法 紙媒体及び電子媒体で提出すること。紙媒体の提出方法は持参又は郵送とし、電子媒体(PDF等)の提出方法は電子メールとする。
- エ 提出部数 紙媒体は正本1部と副本7部、電子媒体は正副各1部とする。
- オ 必要書類

(ア) 提案書(A3片面3枚以内、様式任意)

・紙媒体で正本1部、副本7部を提出すること。

- ・ 副本については、表紙や目次のほか、本文中にも社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。
- ・ 実施方針、本業務への提案や意見、実施体制及び行程計画等について記載すること。
- ・ 業務担当責任者の同種業務実績のうち、学校施設の個別施設計画の実績を有する場合は、当該業務実績を証明する書類（7（1）オ（ウ）と重複する場合を除く。）を提出すること。
- ・ 業務担当責任者が文部科学省又は他自治体が発注する「新しい時代の学びの環境整備」にかかる業務実績を有する場合は、当該業務実績を証明する書類及び業務成果の概要を提出すること。

(イ) その他提出書類（紙媒体及び電子媒体で各1部）
見積書及び積算内訳書

8 評価項目及び採点方法

(1) 下記項目のうち、ア及びウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。ア及びウの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴等（100点）【事務局評価】

- (ア) 事業者の業務実績（30点）
- (イ) 業務担当責任者の業務実績（60点）
- (ウ) 業務体制（10点）

イ 業務実施計画等（70点×5人＝350点）【選考委員評価】

- (ア) 基本条件の整理（8点）
- (イ) 長寿命化実施計画の策定（24点）
- (ウ) 「新しい時代の学び」を支える環境（ハード）整備計画の策定（32点）
- (エ) 工程計画（3点）
- (オ) 取組意欲（3点）

ウ 価格（50点）【事務局評価】

※評価点（500点）＝ア（業務経歴等（100点））＋イ（業務実施計画等（70点）×5人）＋ウ（価格（50点））

※詳細は、別紙「評価基準」のとおり

(2) 価格評価について

価格点は、総合点500点満点のうち50点を満点とし、以下の式によって算出する。なお、小数点以下は四捨五入により算出する。

価格点 = 50満点（価格点数） × （最低見積金額÷見積提示金額）

(3) 最高得点のものが同点の場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。

(4) 提案者が1者の場合でも、最低基準点に達しない者は、最優秀提案者として選定しない。

9 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては、参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) ヒアリング実施前の、選考委員との接触を禁止する。
- (4) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (5) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
 - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき。
 - エ 本市が、最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき。
- (6) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (7) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。

【問合せ先】

〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地
豊田市教育委員会 教育部 学校づくり推進課 岸本、鍋倉
電 話：0565-34-6659（直通）
E-mail：gakkouzukuri@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

<p>(1) 資本関係</p>	<p>①子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>②親会社等を同じくする子会社等同一の関係にある場合</p>
<p>(2) 人的関係</p>	<p>①一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役</p> <p>ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>②一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<p>(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</p>	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>